

成年後見事件における 民事法律扶助制度の活用

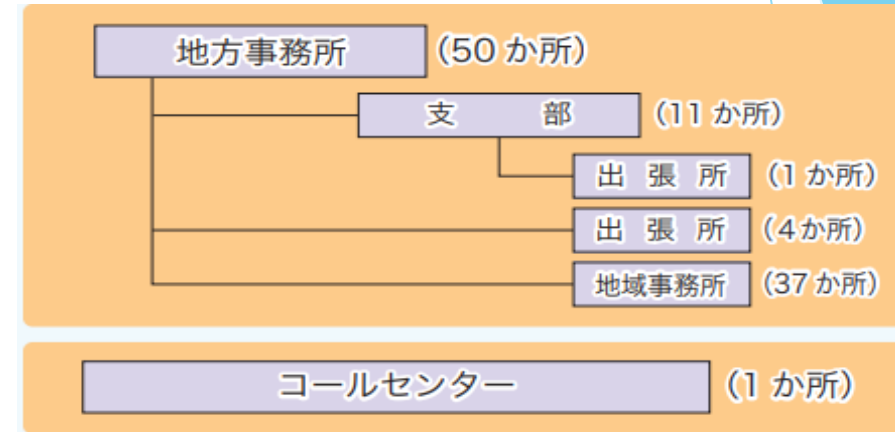


令和8年7月21日
法務省大臣官房司法法制部

1 法テラスについて

■ 法テラスの組織

- 総合法律支援法に基づき、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として、平成18年4月に設置された
- 全国に50か所の地方事務所や11か所の支部、全国からの問合せを受け付けるコールセンター等を置いている



■ 法テラスの業務内容

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下の方法で提供
- コールセンターの設置
 - 全国の地方事務所に専門職員を配置

民事法律扶助

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
- 無料法律相談
 - 民事裁判等手続に係る**弁護士費用等の立替え** 等

犯罪被害者支援

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施するもの
- 犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理して提供
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度に基づく、被害直後からの弁護士による包括的・継続的な援助
 - DV等の被害者に対し、資力を問わない法律相談を実施 等

司法過疎対策

- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し以下のサービスを提供
- 有償での事件処理
 - 民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

国選弁護等関連

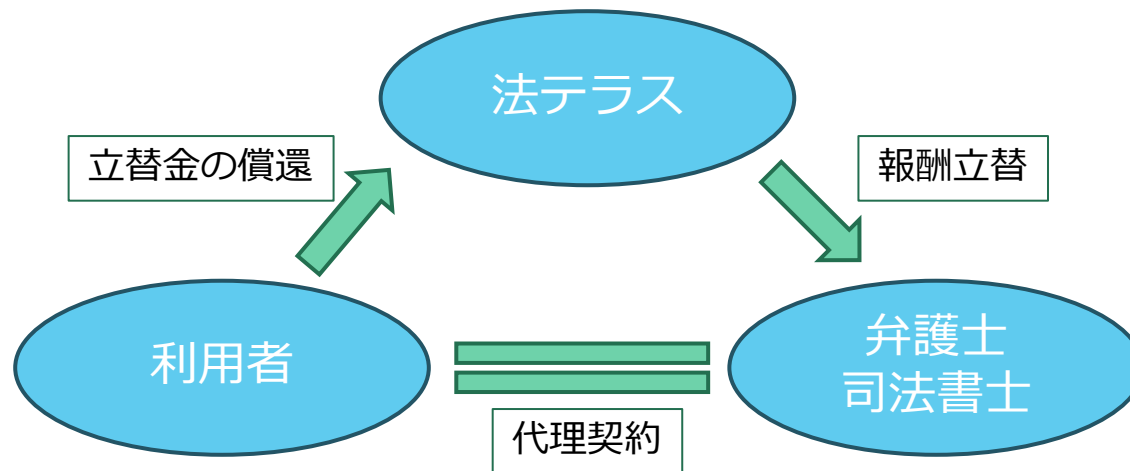
- 国選弁護に関する業務を実施
- 法テラスと契約した弁護士を国選弁護人等候補として裁判所に通知
 - 国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

2 民事法律扶助について

○ 民事法律扶助の内容

資力の乏しい方に対して、次の支援を実施するもの

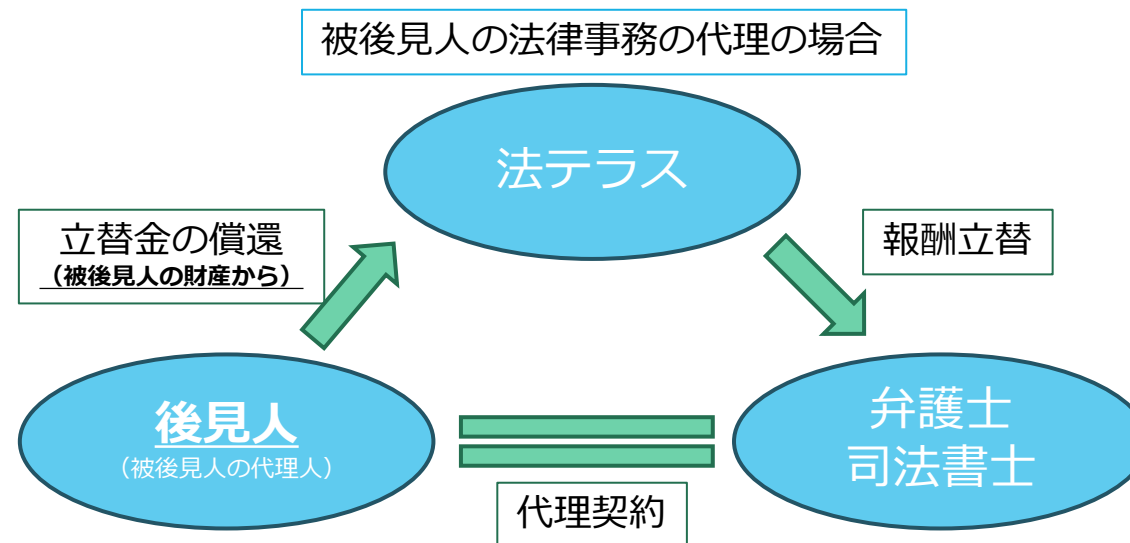
- ・ **無料の法律相談**（法律相談援助）
- ・ 民事裁判等手続に要する**弁護士・司法書士の報酬や、訴訟費用等の実費等**（以下「**弁護士報酬等**」という。）の**立替え**（代理援助）
→法テラスが立て替えた費用等は、原則、利用者が分割払いで**償還**



2 民事法律扶助について

○ 成年後見制度の中での民事法律扶助の利用の例

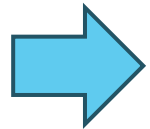
- ・ 後見等開始の要否に関する法律相談援助（※特に特定援護対象者法律相談援助）
- ・ 後見等申立てに係る代理援助（※後見報酬は民事法律扶助の対象ではない）
- ・ 成年後見開始後に、**被後見人の法的事務についての代理援助**



3 第二期成年後見制度利用促進基本計画の指摘と対応状況

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画における指摘【Ⅱ・2・(2)③イ】

国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。



弁護士等の専門職後見人が、被後見人の法律事務の処理を別の弁護士等に依頼して、その報酬の支払いに代理援助を利用できるような方策を検討するよう求められる。

※ 現状は、医療事件等の高度な専門性が求められる事案についてのみ、後見人である弁護士等で対応することが困難であることから、代理援助を利用して別の弁護士に委託することが可能。

3 第二期成年後見制度利用促進基本計画の指摘と対応状況

○ 専門職後見人による代理援助利用の課題

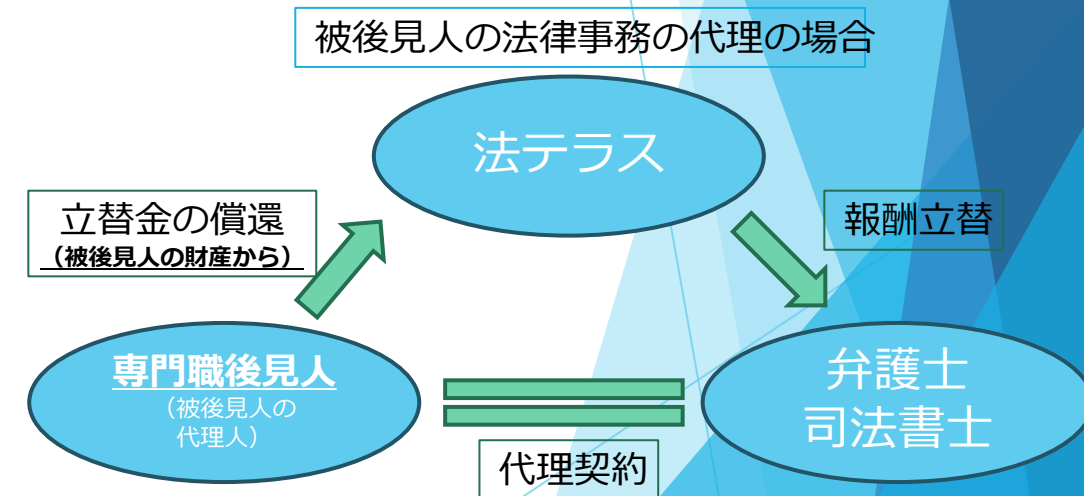
- ① 被後見人の法律事務は、**後見人の包括的代理権の範囲で対応できる**ものであり、後見人が**弁護士等であれば法律事務であっても自ら対応可能**（むしろそれを期待されている場合も多い）

⇒別の弁護士等に依頼する必要性は何か（専門職後見人が自ら対応した場合に、法律事務に即した報酬を得られていない現状 等）

- ② **代理援助は立替償還制**であり、別の弁護士に依頼したことで発生する弁護士報酬等は、被後見人の財産から償還

⇒後見人である弁護士等が対応していれば発生していなかった報酬債務を、被後見人に負担させて良いか

➡ ①と②の課題を解決した形での制度設計が必要
（※新しい後見制度下での対応も要検討）



3 第二期成年後見制度利用促進基本計画の指摘と対応状況

○ 現在の対応状況

- ・ 日弁連、法テラス、最高裁、法務省の四者間協議を継続的に実施
 - ・ 成年後見業務に関する報酬実態アンケート調査（令和4年12月から令和5年1月にかけてアンケート実施【日弁連】）
 - ・ 弁護士後見人が法律事務を行った場合の報酬の実情に関するアンケート調査（令和7年度にアンケート実施【日弁連】）
- ⇒ アンケート調査結果を受けて、**具体的な要件等を四者で協議中**